

今後更なる検討が必要な課題について

平成 27 年 8 月 4 日

資源エネルギー庁

1. 問題意識

エネルギーミックスの前提となる 2030 年度の省エネ量見込みを実現するためには、今回の省エネルギー小委員会取りまとめに記載される取組の着実な実施に加え、更なる省エネ対策の可能性について引き続き検討が必要である。また、本年 6 月には、エネルギー分野のシステム改革の総仕上げである電事法等改正が行われたことから、省エネに関する制度についてもシステム改革に適切に対応していく必要がある。こうした状況下、あらゆる政策資源をあげて取り組むべき次なる課題には、以下のようなものが想定される。

2. 課題

(1) 産業・業務部門の省エネ取組の強化

徹底した省エネを実現するため、産業・業務部門においても、更なる省エネ対策の加速の必要があるが、現行省エネ法では、事業者の評価に関して以下の問題が想定しうる。

- エネルギー消費原単位の年平均 1 % 低減の努力目標を大きく上回って省エネに取り組む事業者について、優遇する仕組みが存在しない。実際に、各事業者のエネルギー消費原単位は、年平均 1 % 低減の前後に多く貼り付いている状態となっている。
- 熱や電気を供給する設備について、複数事業者がそれぞれ所有するものを一者に集約化してスケールメリットで省エネする場合、全体では省エネになっているはずが、供給を担う事業者を単独で評価すると、エネルギー消費原単位が悪化する場合がある。
- 中小の業務用ビルのように、エネルギー管理の専門人材を配置することが現実的に困難な経営環境では、今後も自前主義で省エネを進めることが困難であり、省エネ法に基づく指導等にも限界がある。
- LED 等の高効率照明の導入といった、大半の事業者にとって経済合理性のある省エネ取組であっても、事業者に実施を徹底させる仕組みが存在しない。

これらの問題に対し、省エネルギー小委員会取りまとめに一部記載したとおり、例えば、以下の事項が今後の検討課題となり得る。

- ① 省エネ法の求める努力より高い省エネに取り組む事業者に対し、省エネ法上の優遇を与える等のインセンティブ付与により更なる省エネの取組の促進を図る制度の創設
- ② 一者では実現できない省エネの取組の実現のために複数の事業者が連携した省エネの取組を評価する制度の創設
- ③ より高度な省エネの取組のため、第三者であるエネルギーマネジメント事業者（省エネアグリゲーター）の活用を促す制度の創設
- ④ 省エネ法の合理化計画作成の指示のスキームを活用して、広く一般に普及している省エネ取組の実施を強く求める仕組みの創設 等

（２）使用の合理化の対象エネルギーの拡大と再生可能エネルギーの導入量拡大の努力

エネルギーミックスでは、再生可能エネルギーについて、その最大限の導入によって2030年度電源構成では22～24%を占めるエネルギー源となることが見込まれる一方で、現行省エネ法のエネルギーの使用の合理化の対象は化石エネルギーに限定されている。省エネによって化石エネルギーの使用量を減少させるためには、化石エネルギーのみならず、再生可能エネルギーを含めたエネルギー使用全体を対象に省エネを進め、同時に、例えば、以下のような取組を促進することで、再生可能エネルギーの導入量を維持又は増加させてその分の化石エネルギーの使用量を低減させることが効果的である。

- 太陽光発電を行って自家消費の一部に充てている事業所では、省エネ法のエネルギーの使用の合理化の対象外である太陽光発電分の電力と、外部から購入した電力を合わせてエネルギー使用全体で省エネを行い、同時に、太陽光発電量を維持又は増加させることで、その分外部から購入する電力を低減する。
- バイオマス燃料と化石燃料を併用している工場では、省エネ法のエネルギーの使用の合理化の対象外であるバイオマス燃料の燃焼設備の高効率化と、化石燃料の燃焼設備の高効率化を合わせて行い、同時に、バイオマス燃料の使用量を維持又は増加させることで、その分化石燃料使用量を低減する。

そのため、例えば、工場・事業所において以下の事項が今後の検討課題となり得る。

- ① 省エネ法のエネルギーの使用の合理化の対象を再生可能エネルギーに拡大して、化石エネルギーと再生可能エネルギーを含めたエネルギー使用全体として省エネを促進させること
- ② 上記に沿ってエネルギー使用全体の省エネを促進した上で、再生可能エネルギーの導入量を維持又は増加させること 等

（３）エネルギー小売事業者に対する新たな措置

省エネルギー小委員会取りまとめに一部記載したとおり、電力等の小売自由化に伴い、エネルギー小売事業者が家庭部門の省エネ取組に与える影響が大きくなることから、省エネに関してその社会的責任を果たすためにエネルギー小売事業者への求められる取組の在り方について検討が必要となっている。

家庭部門における省エネの取組をこれまで以上に促進する観点から、例えば、エネルギー小売事業者に対し、需要側の省エネに資する、より一層の取組を求める仕組み等が検討課題になり得る。

※上記以外にも、世界最高水準の野心的な自動車単体対策に係る措置、荷主事業者の更なる省エネ促進に係る措置、エネルギー消費実態データ収集・分析等に係る措置についても、検討を進める予定。